（様式）

○年○月○日

 　○○○（株）

特許権等の管理の責任を有する者名

標準仕様書（ＴＳ）／標準報告書（ＴＲ）公表・改正等に関する特許権等の扱いに係る声明書

　下記１．の標準仕様書（ＴＳ）／標準報告書（ＴＲ）の公表・改正案に関しては、当社が所有又は管理する特許権等（特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権等）が存在します。当社は、これら、下記１．の標準仕様書（ＴＳ）／標準報告書（ＴＲ）を使用する上で実施される特許権等のすべてについて、下記２．の□中レ印を記した扱いとすることを表明いたします。

記

1. 該当する標準仕様書（ＴＳ）／標準報告書（ＴＲ）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 公表・改正の別 |  規格番号 |  規格名称 |
|  |  |  |

1. 特許権等の扱い
* （１）当社は、上記１．の標準仕様書（ＴＳ）／標準報告書（ＴＲ）の使用に当たって、関連する当社の特許権等に関し、いかなる者に対しても、非差別的かつ無償で通常実施権等を許諾等するものであることを表明する。ただし、当該標準仕様書（ＴＳ）／標準報告書（ＴＲ）に関連する他の特許権等の権利者であって、（１）又は（２）の条件で自らの特許権等の通常実施権等を許諾等しない者に対しては、この限りでない。

なお、当該標準仕様書（ＴＳ）／標準報告書（ＴＲ）に関連する他の特許権等の権利者が、（２）の条件（無償の場合を除く）で特許権等の通常実施権等を許諾等する場合、その者に対しては（２）の条件で通常実施権等を許諾等する。

* （２）当社は、上記１．の標準仕様書（ＴＳ）／標準報告書（ＴＲ）の使用に当たって、関連する当社の特許権等に関し、いかなる者に対しても、非差別的かつ合理的な条件で通常実施権等を許諾等するものであることを表明する。ただし、当該標準仕様書（ＴＳ）／標準報告書（ＴＲ）に関連する他の特許権等の権利者であって、（１）又は（２）の条件で自らの特許権等の通常実施権等を許諾等しない者に対しては、この限りでない。

３．声明書の変更

　当社は、２．で選択した通常実施権等の許諾条件の変更については、実施許諾を受ける者にとって有利な許諾条件への変更（(2)を選択していた場合に(1)に変更する）の場合にのみ行い、変更を行う場合にはＪＩＳの担当部局に変更後の声明書を提出する。

４．該当する特許権等 （本項の記載は任意）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 特許権等の種類 |  特許番号/公開番号 |  名称／権利者 | 許諾条件 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

５．特許権等を移転する場合の取扱い

当社は、該当する特許権等を移転する場合は、以下の措置を行う。

(1) 該当する特許権等の承継人に対して、２．の□中レ印を記した扱いを行うことを表明していたことを通知する。

(2) 該当する特許権等の承継人に対して、２．の□中レ印を記した扱いを行うことを承諾させるよう最善の努力を行う。

(3) JISの担当部局に対して、該当する特許権等の移転について連絡する。

（本件に関する連絡先） ○○○（株）○○○部○○○課　○○○○

住所：

電話：